

## 『現場配置技術者の3ヶ月以上の雇用確認について』 の一部変更についてのお知らせ

三重県が発注する建設工事において配置を要する専任の監理技術者・主任技術者の恒常的な雇用（3ヶ月以上）の確認について、下記のとおり変更します。

（1）「現場配置技術者の3ヶ月以上の雇用確認について」（平成19年5月11日付け県土第03-39号）のうち対象工事について

### 【改正点】

建設業法施行令の一部を改正する政令（平成28年政令第192号）が平成28年6月1日より施行されることに伴い、専任の監理技術者・主任技術者の恒常的な雇用（3ヶ月以上）の確認の対象となる工事の金額要件を変更します。

### 変更後

#### 対象工事について

三重県が発注する契約金額3,500万円以上の工事（建築一式は7,000万円以上）

### 現 行

#### 対象工事について

三重県が発注する請負価格2,500万円以上の工事（建築一式は5,000万円以上）

（2）適用時期

平成28年6月1日以降、契約締結する案件（事前に配置技術者氏名の提出を求める場合は予定を含む。）から適用します。